

日進市小規模企業・中小企業振興基本条例 逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、小規模企業及び中小企業（以下「小規模企業等」という。）の振興に関する基本理念を定め、市の責務、小規模企業等の役割を明らかにすることにより、小規模企業等の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

【趣旨】

この条例を制定する目的を定めています。

【解説】

この条例は、関連法令（中小企業基本法、小規模企業振興基本法）の趣旨を踏まえ、本市における小規模企業等の振興に関する基本的な理念を事業者や関係者、市民と共有し、それぞれが果たすべき役割を認識した上で、小規模企業等の振興に取り組む姿勢を示すものです。

その結果として、地域経済の持続的な発展や市民生活の向上に寄与することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業者 法第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会であって、市内に事務所を有するものをいう。
- (4) 支援機関 小規模企業者及び中小企業者（以下「小規模企業者等」という。）の支援を行う機関及び団体（商工会及び金融機関を除く。）であって、市内で事業活動を行うものをいう。
- (5) 大企業者 小規模企業者等以外の企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融業を営む者であって、市内で事業活動を行うものをいう。
- (7) 大学等 小規模企業者等と関係のある学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに愛知県内に所在する国又は愛知県が所管する公的研究機関をいう。
- (8) 市民 日進市自治基本条例第3条第1号に規定する市民をいう。

【趣旨】

この条例における用語の意味を定めています。

【解説】

第1号では「小規模企業者」、第2号では「中小企業者」について定義しています。下表のとおり小規模企業者は中小企業者に含まれますが、本市では小規模企業の振興を図ることが中小企業の振興につながり、ひいては地域全体の発展に結び付くとの考え方により、それぞれを分けて定義した上で、役割も別々に規定しています。

<参考：小規模企業者・中小企業者の分類（中小企業基本法に基づく）>

業種分類	中小企業者		
		小規模企業者	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する従業員の数	
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下

第3号では「商工会」について定義しており、日進市市商工会を指します。

第4号では「支援機関」について定義しています。小規模企業者等の支援を行う国や愛知県が所管する公的機関※をはじめ、経営革新等支援機関として認定された税理士や公認会計士のほか、中小企業家同友会、法人会、青色申告会等、地域において小規模企業等の振興に寄与する活動を行う団体も幅広く含めます。

<公的機関の例>

あいち産業振興機構、愛知県労働協会、あいち産業科学技術総合センター、中小機構（中小企業大学校含む）、中小企業退職金共済組合事業本部、ハローワーク等

第5号では「大企業者」について定義しており、小規模企業者等以外の企業を指します。

第6号では「金融機関」について定義しています。市内企業と取引を行う金融機関を指し、小規模企業者等との関係が深い日本政策金融公庫や商工組合中央金庫、愛知県信用保証協会等も含めます。

第7号では「大学等」について定義しており、小規模企業者等と関係のある大学等を指します。

第8号では「市民」について定義しており、日進市自治基本条例第3条第1号に規定する市民としています。本市に関わるできるだけ多くの人に、小規模企業等の振興に対し様々な形で協力していただくことが重要であるため、範囲を広く定義しています。

<参考：日進市自治基本条例（抜粋）>

（定義）

第3条 この条例において用いる用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 市民 市内に居住する者又は市内で学ぶ者、働く者、事業を営むもの若しくは活動を行うもの等をいいます。

(基本理念)

第3条 小規模企業等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 小規模企業者等の自らの創意工夫及び経営の向上に対する自主的な努力を基本とすること。
- (2) 小規模企業者等が、多様な事業活動を通じて、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを認識すること。
- (3) 市、国、愛知県、小規模企業者等、商工会、支援機関、大企業者、金融機関、大学等、及び市民が相互に連携し、及び協力すること。

【趣旨】

小規模企業等の振興を推進するための基本となる理念を定めています。

【解説】

第1号では、中小企業基本法第3条※に規定される基本理念を踏まえ、小規模企業等の創意工夫を生かしつつ、その自主的な努力により、経営の改善や向上の促進を図ります。

第2号では、小規模企業等の振興に関わるあらゆる主体が、「小規模企業等は、その多様な活動により地域経済の発展や市民生活の向上のために重要な役割を果たしている」ことを共通認識とします。

第3号では、小規模企業等の振興に関わる全ての主体が連携、協力して取組を推進します。

<参考：中小企業基本法（抜粋）>

(基本理念)

第3条 中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

2 中小企業の多様で活力ある成長発展に当たっては、小規模企業が、地域の特色を生かした事業活動を行い、就業の機会を提供するなどして地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するとともに、創造的な事業活動を行い、新たな産業を創出するなどして将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有するものであることに鑑み、独立した小規模企業者の自主的な努力が助長されることを旨としてこれらの事業活動に資する事業環境が整備されることにより、小規模企業の活力が最大限に発揮されなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、小規模企業等の振興に関する施策を策定し、及び総合的かつ効果的に実施しなければならない。
- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、小規模企業者等の実態を把握し、その意見の反映に努め、小規模企業者等、商工会、支援機関、大企業者、金融機関、大学等及び市民と協力して取り組むものとする。
- 3 市は、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 市は、小規模企業等の振興に関する施策について、市民の理解を深めるよう努めるものとする。

【趣旨】

小規模企業等の振興を総合的に推進するために市が担うべき責務を定めています。他の主体で規定する「努力」や「役割」、「理解及び協力」よりも重い「責務（責任と義務）」としています。

【解説】

第1項では、中小企業基本法第6条※ 及び小規模企業振興基本法第7条第1項※ の規定に基づき、市は、小規模企業等の振興に関する施策を企画立案し、実施する必要があります。

<参考：中小企業基本法（抜粋）>

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

<参考：小規模企業振興基本法（抜粋）>

(地方公共団体の責務)

第7条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第2項では、市は、小規模企業等の実態を正しく把握し、その意見を反映するように努めるとともに、各主体と協力して小規模企業等の振興施策に取り組むものとします。

第3項では、市は、小規模企業等の振興施策に関し、必要な措置が図られるよう努めるものとします。

第4項では、市は、小規模企業振興基本法第7条第2項※ の規定に基づき、小規模企業等の活動が地域の発展や市民生活の向上に貢献していること等について、市民の理解を深めるよう努めるものとします。

<参考：小規模企業振興基本法（抜粋）>

（地方公共団体の責務）

第7条

- 2 地方公共団体は、小規模企業が地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについて、地域住民の理解を深めるよう努めなければならない。

（小規模企業者の役割）

- 第5条 小規模企業者は、経済社会情勢の変化に対応して事業の持続的な発展を図るため、他の小規模企業者又は多様な主体と連携し、及び協力することにより、自主的に円滑かつ着実な運営に努めるものとする。
- 2 小規模企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を認識し、地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。
- 3 小規模企業者は、市が実施する小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 4 小規模企業者は、小規模企業等の振興に中心的な役割を果たす商工会への加入等により、相互に連携及び協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

小規模企業者に求める役割を定めています。

【解説】

第1項では、小規模企業振興基本法第8条第1項※の規定を踏まえ、小規模企業者は、経済社会情勢の変化に対応して事業の持続的な発展を図るため、あらゆる主体と連携、協力しながら経営力向上に努め、自主的な努力により事業の円滑な運営に努めるものとします。

<参考：小規模企業振興基本法（抜粋）>

（小規模企業者の努力等）

- 第8条 小規模企業者は、経済社会情勢の変化に即応してその事業の持続的な発展を図るため、自主的にその円滑かつ着実な事業の運営を図るよう努めるとともに、相互に連携を図りながら協力することにより、自ら小規模企業の振興に取り組むよう努めるものとする。

第2項では、小規模企業者は、地域社会を構成する一員として社会的責任を認識し、様々な活動を通じて、地域社会の発展と市民生活の向上に貢献するよう努めるものとします。

第3項では、小規模企業者は、市が実施する小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

第4項では、小規模企業者は、地域唯一の総合経済団体であり、小規模企業等の経営改善等の活動に取り組む商工会へ加入し、その活動への参加に努めるものとします。

(中小企業者の役割)

第6条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に対応して事業の成長発展を図るため、自主的に経営の改善及び向上に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を認識し、地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

3 中小企業者は、市が実施する小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 中小企業者は、小規模企業等の振興に中心的な役割を果たす商工会への加入等により、相互に連携及び協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

中小企業者に求める役割を定めています。

【解説】

第1項では、中小企業基本法第7条第1項※の規定を踏まえ、中小企業者は、経済的社会的環境の変化に対応して事業の成長発展を図るため、自主的な努力により経営の改善や向上に取り組むよう努めるものとします。

<参考：中小企業基本法（抜粋）>

(中小企業者の努力等)

第7条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営及び取引条件の向上を図るよう努めなければならない。

第2項では、中小企業者は、地域社会を構成する一員として社会的責任を認識し、様々な活動を通じて、地域社会の発展と市民生活の向上に貢献するよう努めるものとします。

第3項では、中小企業者は、市が実施する小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

第4項では、中小企業者は、地域唯一の総合経済団体であり、小規模企業等の経営改善等の活動に取り組む商工会へ加入し、その活動への参加に努めるものとします。

(商工会の役割)

第7条 商工会は、小規模企業者等の経営の発達、改善及び革新を促進するための取組を積極的に行うものとする。

2 商工会は、小規模企業者等の実態を把握し、自らの事業活動に反映するとともに、商工会の会員相互の関係強化及び多様な主体との連携を促進するよう努めるものとする。

3 商工会は、市が実施する小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 商工会は、小規模企業者等及び大企業者の商工会への加入促進に努めるものとする。

【趣旨】

商工会に求める役割を定めています。小規模企業者等に寄り添って支援を行う商工会には、特に重要な役割が求められます。

【解説】

第1項では、商工会は、小規模企業等の抱える様々な経営課題に関し、事業者に伴走して支援を行う役割を担っていることから、その経営の改善発達、革新を促進するための取組を積極的に行うものとします。

第2項では、商工会は、事業所統計調査や事業者へのアンケート等を通じて、小規模企業等の抱える経営課題を抽出し、必要な支援を行うとともに、その支援の一環として、商工会員の関係強化や多様な主体との連携を促進するよう努めるものとします。

第3項では、商工会は、市が実施する小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

第4項では、商工会は、小規模企業者等に寄り添って支援を行うため商工会への加入促進に努めるものとしています。

(支援機関の役割)

第8条 支援機関は、小規模企業者等の経営の改善及び向上並びに産業間又は事業者間の連携を促進するため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 支援機関は、市が実施する小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

小規模企業等の支援に取り組む機関や団体に求める役割を定めています。

【解説】

第1項では、支援機関等は、それぞれの専門性を生かし、小規模企業等の経営支援を行うとともに、必要に応じて異業種や他事業者との連携が図られるよう努めるものとします。

第2項では、支援機関等は、市が実施する小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

(大企業者の役割)

第9条 大企業者は、自らの事業活動の維持及び地域経済の持続的な発展のために重要な役割を小規模企業者等が果たしていることを認識し、円滑な連携を図るよう努めるものとする。

2 大企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

3 大企業者は、市が実施する小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 大企業者は、小規模企業等の振興に中心的な役割を果たす商工会への加入等により、相互に連携及び協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

大企業者に求める役割を定めています。大企業者は、地域経済に対して大きな影響力を有しており、その事業に関して小規模企業者等との関係は欠くことができないものであることから、小規模企業等の振興について一定の役割を求めるものです。

【解説】

第1項では、中小企業基本法第7条第3項※の規定を踏まえ、大企業者は、自らの事業活動の維持や地域社会の発展のために、小規模企業者等が重要な役割を果たしていることを認識し、円滑な連携を図るよう努めるものとします。

<参考：中小企業基本法（抜粋）>

(中小企業者の努力等)

第7条

3 中小企業者以外の者であって、その事業に関し中小企業と関係があるものは、国及び地方公共団体が行う中小企業に関する施策の実施について協力するようしなければならない。

第2項では、大企業者は、市が実施する小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

第3項では、大企業者は、地域唯一の総合経済団体であり、小規模企業等の経営改善や地域振興に取り組む商工会の役割を理解するとともに、それに加入し、その活動に対し協力するよう努めるものとします。

(金融機関の役割)

第10条 金融機関は、資金融資、経営相談その他の方法により、小規模企業等々の経営基盤の強化及び経営の革新の取り組みを支援するよう努めるものとする。

2 金融機関は、市が実施する小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

金融機関に求める役割を定めています。資金供給や経営相談等の面で、小規模企業者等と密接な関係がある金融機関の役割は重要です。

【解説】

第1項では、金融機関は、小規模企業等の経営の安定化や改善、向上を図る取組を促進するため、円滑な資金融資や経営相談等の支援に努めるものとします。

第2項では、金融機関は、市が実施する小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

(大学等の役割)

第11条 大学等は、人材の育成、研究開発の普及等を通じて、小規模企業者等と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

2 大学等は、市が実施する小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

大学等に求める役割を定めています。

【解説】

第1項では、大学等は、教育機関としての地域における人材育成、独自の研究開発を普及させること等の取組を通じて、小規模企業者等との連携や協力に努めるものとします。

第2項では、大学等は、市が実施する小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

(市民の理解及び協力)

第12条 市民は、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上のために小規模企業等が果たす役割の重要性を理解し、市が実施する小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

市民に求める理解及び協力について定めています。

【解説】

市民は、小規模企業等の振興により、雇用の創出や経済の活性化が図られ、地域社会が発展し、市民生活の向上にもつながるといふ好循環が生まれることを理解した上で、市が実施する小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

(施策の基本方針)

第13条 市は、次に掲げる基本方針を踏まえ、小規模企業等の振興に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 小規模企業者等の経営の安定及び経営の革新を図ること。
- (2) 小規模企業者等の新たな事業展開及び販路開拓を図ること。
- (3) 小規模企業者等の人材の確保及び育成を図ること。
- (4) 小規模企業者等の資金調達の円滑化を図ること。
- (5) 小規模企業者等の産学官連携の促進を図ること。
- (6) 小規模企業者等の創業の促進を図ること。
- (7) 小規模企業者等の事業承継の円滑化を図ること。
- (8) 市が発注する工事、物品購入、役務の提供等において、小規模企業者等の受注機会の確保を図ること。
- (9) その他小規模企業者等の振興を図ること。

2 市は、前項の施策の推進に当たっては、小規模企業者等、商工会、支援機関、大企業者、金融機関、大学等及び市民の意見の聴取その他の調査により当該施策の実施の状況を把握し、適時に検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本市が、基本理念や各主体の役割等を踏まえ、小規模企業等の振興に関する施策を企画立案し、実施するに当たっての基本的な方針を定めています。

【解説】

第1項第1号では、経営の安定、強化、革新を図ります。

第2号では、事業拡大や販路開拓を図ります。

第3号では、雇用の確保や従業員の能力開発を図ります。

第4号では、資金繰りの円滑化を図ります。

第5号では、産学官連携の促進を図ります。

第6号では、創業、第2 創業の促進を図ります。

第7号では、事業承継の円滑化を図ります。

第8号では、市が発注する公共工事、物品購入、役務の提供等において、予算の適正な執行、透明かつ公平な競争、契約の適正な履行に留意しつつ、小規模企業等の受注機会の確保を図ります。

第9号では、第1号から第8号までに掲げるもののほか、小規模企業等の振興を図ります。

第2項では、効果的な小規模企業等振興を推進していくため、小規模企業者等及び関係者の意見を聞き実態の把握に努め、施策の推進に反映していくことを規定しています。

(財政上の措置)

第14条 市は、小規模企業等の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本市が、小規模企業等の振興を推進するための必要な財政上の措置について定めています。

【解説】

市は小規模企業等の振興に関する具体的な事業を実施するため、必要な予算措置を講ずるよう努めることを規定しています。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

条例に規定している事項に関し、細かなことを定める必要がある場合等は、市長が別に定めます。

【解説】

この委任により、条例の理念に基づく小規模企業等の振興に関する具体的な施策については、別に定めることとします。